

表

茅ヶ崎市介護サービス相談員証						
第 号	氏 名					
	昭和	年	月	日生		
	発行日	令和	年	月	日	
	有効期限	令和	年	月	日	
	茅ヶ崎市長				印	

裏

- 1 介護サービス相談員は、職務を執行する場合には、相談員証を携帯し、かつ関係人の請求がある時は、これを提示しなければならない。
- 2 この相談員証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 3 この相談員証を損傷し、若しくは滅失したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 この相談員証は、介護サービス相談員の身分を失ったとき又は新たに相談員証の交付を受けたときは、遅滞なく市長に返還しなければならない。